

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	60
提出時期	令和 2 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和 2 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠し、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】 民間の特別給年間支給割合と比較し、年間支給月数を 0.05 月分引下げる (3.25 月→3.20 月) ための改正を行う。</p> <p>【施行期日】 令和 2 年 12 月支給分の改正は令和 2 年 12 月 1 日から、令和 3 年 6 月及び 12 月支給分の改正は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	議会事務局		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	61
提出時期	令和 2 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和 2 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠し、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】 民間の特別給年間支給割合と比較し、年間支給月数を 0.05 月分引下げる (3.35 月→3.30 月) ための改正を行う。</p> <p>【施行期日】 令和 2 年 12 月支給分の改正は令和 2 年 12 月 1 日から、令和 3 年 6 月及び 12 月支給分の改正は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	62
提出時期	令和 2 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和 2 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠し、職員の給与に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】 民間の特別給年間支給割合と比較し、年間支給月数を 0.05 月分引下げる (4.45 月→4.40 月) ための改正を行う。なお、今回は期末手当を対象に引下げを行う。</p> <p>【施行期日】 令和 2 年 12 月支給分の改正は令和 2 年 12 月 1 日から、令和 3 年 6 月及び 12 月支給分の改正は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	63
提出時期	令和 2 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	財産の取得について		
要 旨	<p>【提案理由】 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得について議会の議決を求めるもの</p> <p>【具体的な内容】 取得の目的 埴町立学校学習用タブレット端末等購入 取得価額 34,540,000 円 相手方 福島県郡山市桑野五丁目 1 3 番地 6 プリマックス株式会社 代表取締役 渡邊和也</p>		
担当課	学校教育課		